

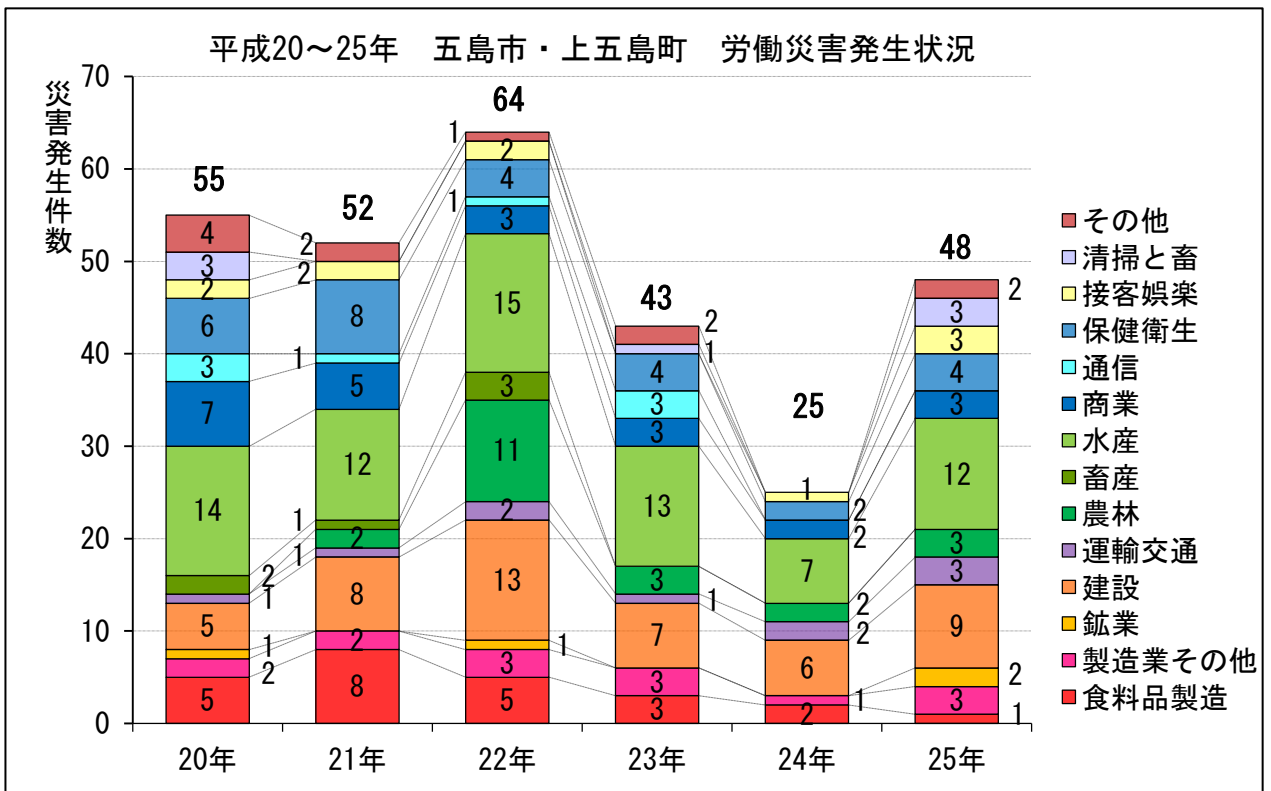
労働災害は「+」なくそうで!

～労働災害の増加をストップしよう!～

平成25年の労働災害発生状況

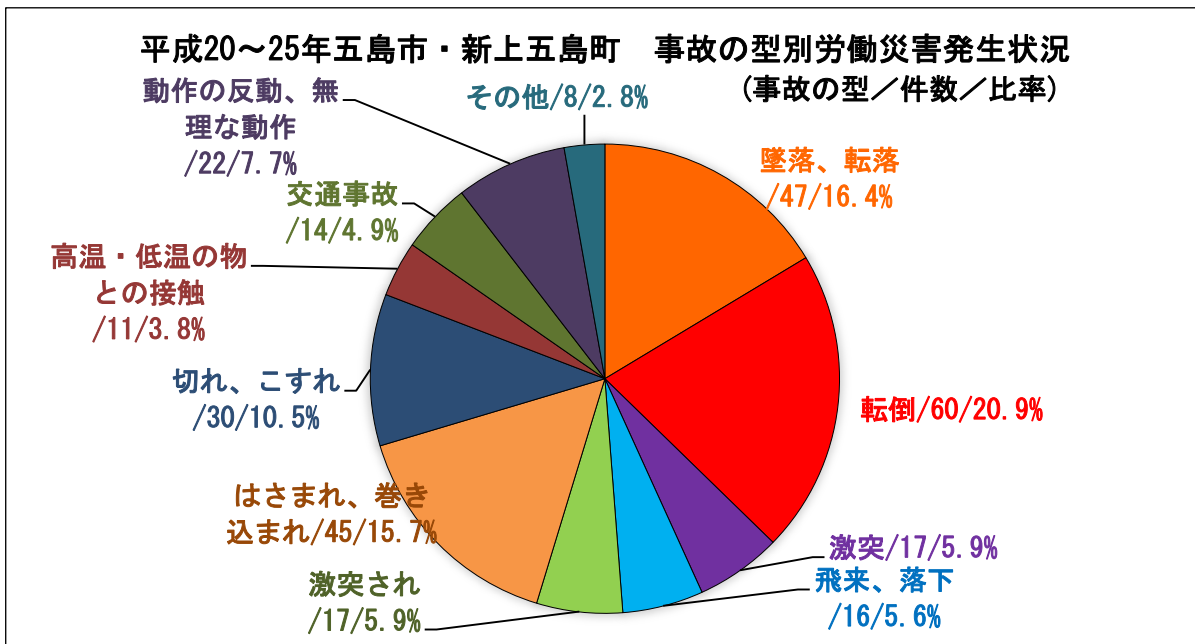
長崎労働基準監督署五島駐在事務所の管内（五島市、新上五島町）において、平成25年に発生した休業4日以上労働災害は48件で、前年に比べ23件（92.0%）増加しました。

労働災害は何としてもなくさなければなりません。



平成20～25年の6年間の災害発生状況を見ると、特に水産業（6年間で73件）、次に建設業（同48件）で災害が多発し、また第三次産業である保健衛生業（同28件）、商業（同23件）でも毎年2件以上発生しています。

一方、平成20～25年に発生した休業4日以上労働災害を事故の型で見ると、一番多いのは「転倒災害」で、続いて「墜落・転落災害」「はさまれ・巻き込まれ災害」となっています。



労働災害防止のための取り組み

1 事業場のトップによる安全衛生方針の表明と安全衛生計画の策定

事業場のトップが明確な「安全衛生方針」を示し、安全衛生の基本方針を掲げ、職場の安全衛生活動を計画的に実施しましょう。

- ・基本方針はスローガンだけでなく、具体的に示しましょう。
- ・基本方針は事業場内での掲示、朝礼での唱和、教育の実施等により、労働者に周知しましょう。
- ・基本方針に基づいた安全衛生計画を策定しましょう。

2 安全管理体制の確立

労働災害防止、労働者の健康管理は業務を行う上で重要であり、その責務は事業主にあることはいうまでもありません。

しかし、事業主だけで全てを行うことは困難です。安全衛生管理担当者の選任、安全衛生委員会等の設置など安全衛生管理体制を整備することで、組織的な安全衛生管理に取り組みましょう。

3 機械設備・作業環境の安全化

- ① 機械の安全装置や安全カバーは有効な状態で使用し、安全装置等を解除した場合には使用できないようなシステムの導入を図りましょう。
- ② 高所や階段など墜落等の危険性がある場所には、手すりや滑り止めを取り付けるとともに、必要に応じ安全帯を使用しましょう。
- ③ 床面や通路は滑りにくいものにしましょう。
- ④ 床面や通路の段差はできる限りなくし、改善できないときには段差の表示をしましょう。
- ⑤ 作業するのに必要な明るさを確保しましょう。
- ⑥ 労働安全衛生のリスクアセスメントに取り組みましょう。

4 作業方法の確立

- ① 作業の内容をきちんと把握し、安全な作業方法を定め、労働者に周知しましょう。
- ② 整理整頓し、作業空間を確保しましょう。
- ③ 労働者に安全・衛生上、負担をさせないような作業方法を考慮しましょう。

5 安全衛生教育の実施

- ① 資格が必要な作業には資格者を従事させるとともに、無資格者による就業がないように、資格を計画的に取得させましょう。
- ② 労働者を雇い入れた場合、作業内容を変更した場合には、安全衛生に関する教育を実施し、作業手順を遵守するよう周知徹底しましょう。
- ③ うっかり、ぼんやりなどヒューマンエラーによる災害を防止するため、定期的に教育を実施し、安全衛生意識の高揚に努めましょう。
- ④ 交通ルールを遵守し、安全運転に努めましょう。

6 健康診断の実施

- ① 労働者を雇い入れるときの、雇入時の健康診断は必ず実施しましょう。
- ② 労働者に対する1年に1回の定期健康診断も必ず実施しましょう。
- ③ 特定業務従事者(深夜業従事者など)に対する6か月に1回の健康診断も忘れずに。
- ④ 有機溶剤や特定化学物質等を使用する労働者に対する6か月に1回の健康診断も忘れずに。
- ⑤ 健康診断の結果、有所見者には二次健診を受診させる等、労働者の健康確保に努めましょう。

7 水産業の労働災害防止対策

水産業では、「転倒」「はさまれ・巻き込まれ」「動作の反動・無理な動作」による災害が多く発生していることから、これらの災害に着目した対策をたてましょう。

転倒防止対策

- ① 作業場内通路、船内甲板等の水や油は、こまめに清掃しましょう
- ② ロープ、ワイヤー等は整理・整頓しましょう。
- ③ 出入港作業時、荷役作業時及び船倉内作業時には滑り止めのついた靴を着用しましょう。
- ④ 作業時にはロープ、ワイヤー等の上に立たない等、安全な安定した姿勢を確保しましょう。

動作の反動・無理な動作による災害防止対策

- ① 荷物は膝を軽く曲げ、呼吸を整えながらゆっくり持ち上げましょう。
- ② 重量物はできるだけ複数人で運びましょう
- ③ 中腰、前屈など無理な姿勢で長時間作業しないようにしましょう。

はさまれ・巻き込まれ、防止対策

- ① 索具・荷役装置等が振れ回る範囲内には、むやみに立ち入らないようにしましょう。
- ② ドア・ハッチ等は船体の動揺等により動かないよう固定しましょう。
- ③ 機械の安全カバーは有効な状態で使用し、機械の清掃や修理時は必ず機械を止めましょう。
- ④ 台車は押して使用し、周囲に十分注意しましょう。

漁ろう作業中の災害防止対策

- ① 漁具・漁網等の投下・引上げの際には、漁具・漁網等を跨がないようにしましょう。また、漁具・漁網等が絡んだ場合には、一旦装置を停止し安全を確保してから作業を行いましょう。
- ② 漁ろう作業の際には、袖や裾が締め付けられたり、巻き込まれたりしないような服装にしましょう。
- ③ 漁ろう装置は定期的に点検し、不具合があれば、必ず補修等行いましょう。



8 建設業の労働災害防止対策

建設業では、「移動式クレーン・建設機械」災害、「墜落・転落」災害、「崩壊・倒壊」災害のいわゆる建設三大災害で重篤災害が発生していることから、これらの災害に着目した対策をたてましょう。

移動式クレーン・建設機械災害防止対策

- ① あらかじめ作業計画をたて、その内容を作業員へ周知しましょう。
- ② 移動式クレーンの過負荷防止装置は無効にしないよう徹底しましょう。
- ③ 無資格での運転は、絶対にしない！させない！
- ④ 主たる用途以外には使用しないこと。
- ⑤ 建設機械の特定自主検査、定期自主検査を適正に実施しましょう。

墜落・転落防止対策

- ① 手すり先行工法を採用しましょう。
- ② ヘルメットは「墜落時保護用」を使用しましょう。
- ③ 二丁掛け安全帯を使用しましょう。
- ④ 手すり等の墜落防止設備の設置を徹底しましょう。
- ⑤ 足場を使用するときは、作業開始前に必ず点検しましょう。

崩壊・倒壊災害防止対策

- ① 地山の掘削作業主任者による地山点検などの職務励行を徹底しましょう。
- ② すかし掘りは禁止すること
- ③ 土止め先行工法を採用しましょう。
- ④ 足場・型枠支保工の壁つなぎ、筋かい、水平つなぎ等を適切に設置しましょう。

9 第三次産業の労働災害防止対策

第三次産業では「転倒」「動作の反動・無理な動作」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」による災害が多く発生していますことから、これらの災害に着目した対策をたてましょう。

転倒防止対策

- ① 通路、床は滑りにくい材質にしましょう。
- ② 通路のくぼみや段差をなくしましょう。
- ③ 通路の水ぬれは、すぐに拭き取りましょう。
- ④ 通路に物を置かないようにしましょう。
- ⑤ 滑りにくく安定した履物を履きましょう。

墜落・転落防止対策

- ① 脚立や踏み台は平らな場所で使いましょう。
- ② 階段には手すり、滑り止めを設けましょう。
- ③ 高所の床の端には手すりを設けましょう。
- ④ トラックの荷台では無理な姿勢で作業せず、また、飛び降りたりしないようにしましょう。

動作の反動・無理な動作による災害防止対策

- ① 荷物は膝を軽く曲げ、呼吸を整えながらゆっくり持ち上げましょう。
- ② 重量物はできるだけ複数人で運びましょう
- ③ 中腰、前屈など無理な姿勢で長時間作業しないようにしましょう。

はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ防止対策

- ① 作動しているスライサーなどの機械には絶対に手を入れないようにしましょう。
- ② 機械の安全カバーは有効な状態で使用し、機械の清掃や修理時は必ず機械を止めましょう。
- ③ 台車は周囲に十分注意しながら、押して使用しましょう。
- ④ 包丁などはよく研いだものを使用し、十分な教育・訓練を受けてから使用しましょう。
- ⑤ 刃物類は、使用後すぐ所定場所に保管しましょう。

このパンフレットに関するお問い合わせは

長崎労働基準監督署 五島駐在事務所 TEL. 0959-72-2951

安全衛生課 TEL. 095-846-6392 まで

(2014.05)

